

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 30 日

尼崎市長 殿



提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号

氏名 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
常務執行役員 西日本製造所長 川口 靖隆

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6487-1702

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2249 その他の表面処理鋼材製造業
②事業の規模	製造品出荷額 45,576,293万円
③従業員数	240名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) スポット品については、設備改造実施の際発生した廃棄物が主である。昨年度に引き続き、生産ロットの集約、および原材料発注の精度をさらに向上させることで、各種廃棄物の発生量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する廃棄物は種類別にドラム缶につめ、内容物を記載したシールを貼付したうえで保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 定常的に発生が見込まれる廃棄物については、上記と同様のルールで管理を行っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者へ排出を移行することにより、 排出廃棄物のリサイクルを推進している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引続き再生利用業者への排出を行い、排出廃棄物のリサイクルを推進する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組等) 特になし		
※事務処理欄			

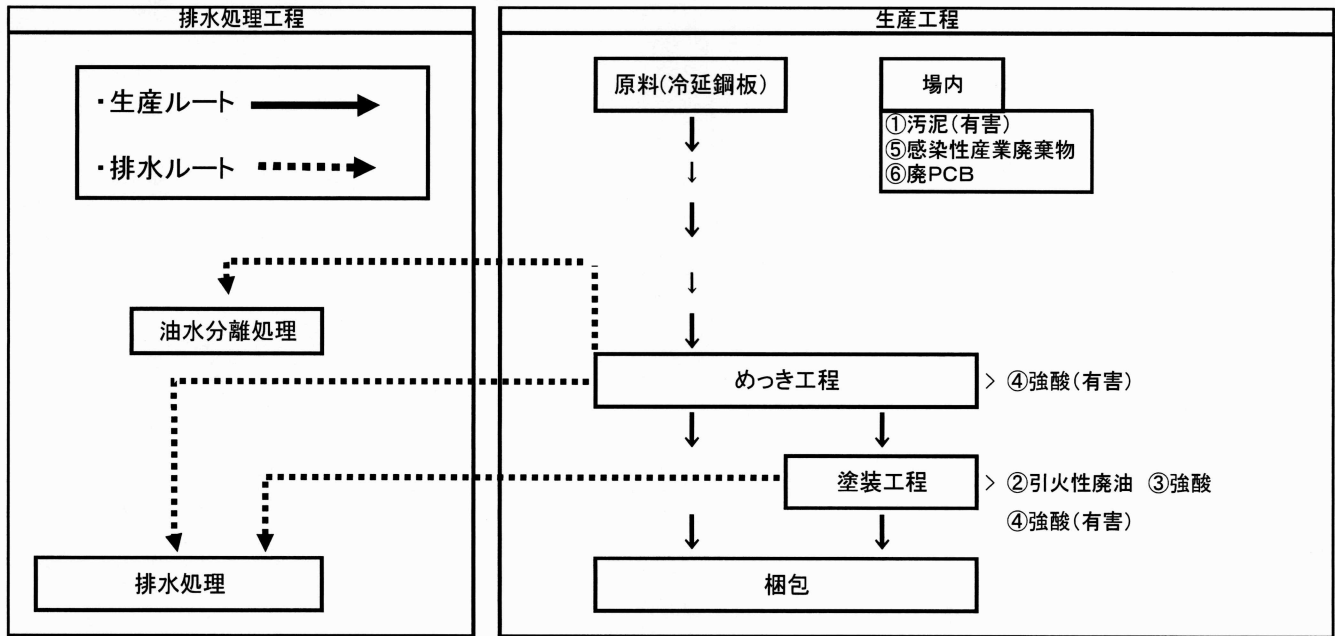
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

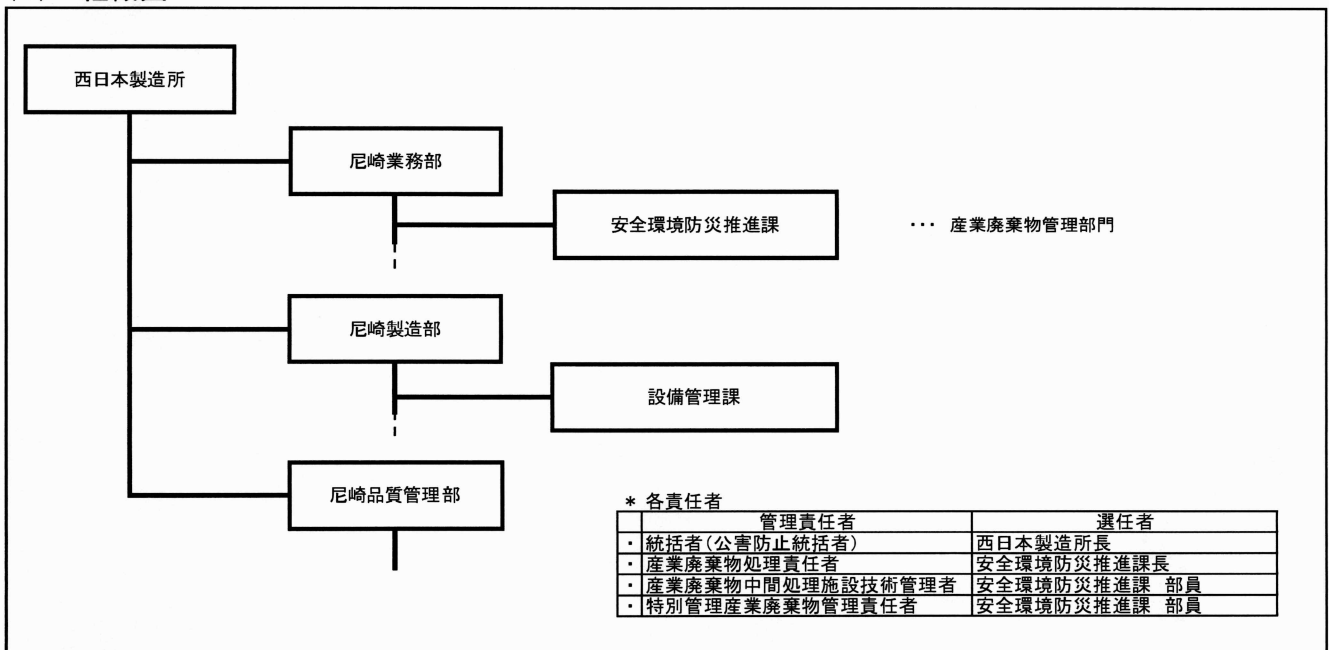
1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 (1) 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
②	引火性廃油	燃料化	補助燃料として販売
		再生	再生原料として販売
		焼却	焼却残渣は埋立処分
		中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
③	強酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
④	強酸(有害)	中和・無害化・脱水	脱水残渣は埋立処分
⑤	廃石綿類	—	埋立処分
⑥	廃PCB等	焼却	パーツ毎に再生業者へ販売

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 組織図



(2) 分担

① 安全環境防災推進グループ

- ・ 産業廃棄物減量計画(含:有価物化)の立案。
- ・ 行政への報告。
- ・ 規程類の整備・管理。
- ・ 工場内他部門への指導監督。
- ・ 処理委託業者の選定および産業廃棄物処理委託契約等手続き。
- ・ 処理委託業者への廃棄物の引渡し。
- ・ 処理業者の現地確認(適正処理の確認)。

② その他部署

- ・ 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別。
- ・ 発生産業廃棄物の場内保管場所への運搬。
- ・ 部署内勤務員への分別方法等の徹底。

3. 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
排出量	2.9t	163.3t	2.0t	4.5t	0.2t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
排出量	2.9t	163.3t	2.0t	4.5t	5.0t

4. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら再生利用を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

5. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら熱回収を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

6. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

7. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	2.9t	163.3t	2.0t	4.5t	0.2t
優良認定処理事業者への処理委託量	2.9t	57.2t	2.0t	4.5t	0.2t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	163.3t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	引火性廃油	強酸	強酸(有害)	廃PCB等
全処理委託量	2.9t	163.3t	2.0t	4.5t	0.2t
優良認定処理事業者への処理委託量	2.9t	57.2t	2.0t	4.5t	0.2t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	163.3t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t